

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和元年10月17日

2. 認定新技術等実証実施者の名称

株式会社L u u p 代表取締役社長 岡井 大輝

3. 認定新技術等実証計画の目標

道路交通の安全が考慮された上で電動キックボードの手軽な交通手段としての社会実装を図るべく、本新技術等実証（以下「実証」という。）を通じて電動キックボードの性能等を踏まえた適切なルール設定に向けた提案のための知見を取得する。

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

電動キックボードのシェアリング事業の実施に向けた走行実証

(2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

実証において、株式会社L u u p（以下「L u u p」という。）は、実証場所となる大学敷地内において電動キックボードの専用ポートを設置し、大学敷地内を擬似的な道路と位置付け、利用者である大学関係者に対してシェアリングサービスを無償で実施する。

L u u pは、不測の事態に備えるため、保険に加入する。

L u u pは、電動キックボードが走行可能な区域は歩行者専用の通路を除外するなど、横浜国立大学と協議し、比較的安全な区域を設定する。

L u u pは、事故が発生した場合は、横浜国立大学と協議し、速やかに再発防止策などの対応を実施する。

横浜国立大学には事前に説明を行い、書面にて同意を取得する。サービス利用者からは、専用アプリケーションでの利用者登録時の画面上にて、電子的に同意を取得する。

参加者等の同意を取得したときに1か月ごとにその旨を、実証開始後は1か月ごとに実証の状況を、実証終了後に実証結果を、実証の実施に関して事故等があったときは速やかにその状況と講じる措置の経過を、それぞれ国家公安委員会、経済産業大臣及び国土交通大臣に報告する。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

実証を通じて、電動キックボードの安全性、歩行者を始めとする他の交通主体との調和性、電動キックボードの社会的受容性等について確認する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和元年10月17日から令和元年12月31日まで

(2) 実施場所

横浜国立大学常盤台キャンパスの一部

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

横浜国立大学、教員・学生など同大学関係者（18歳以上の者に限る。）

(2) 参加者等の同意の取得方法

横浜国立大学には事前に説明を行い、書面にて同意を取得する。サービス利用者からは、専用アプリケーションでの利用者登録時の画面上にて、電子的に同意を取得する。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二～二十三 (略)

2・3 (略)

(2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第2条 (略)

2～4 (略)

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7～9 (略)

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内

容

なし